



国では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日まで1週間を「男女共同参画週間」としていただきます。さまざまな取組を通じて「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について理解を深めることを目指し、男女共同参画の推進を重点とした各種行事等が全国各地で展開されます。

今年度は、男性が企業人としても家庭人としても豊かな生活を送るために、長時間労働を減らして女性と共に家事・育児・介護・地域活動に関わりたくなるよう「家事場のパパチカラ」がキャッチフレーズに選ばれました。

町では、平成21年度に策定した「男女共同参画推進プラン2010」の「ひろげよう 男女の和 地域の話 寄居の輪」を基本理念に、計画的に事業の推進に努めています。

# 6月23日(月)～29日(日) 男女共同参画週間

## 男女共同参画パネル展示

6月23日(月)～27日(金)

「男女共同参画推進プラン2010」の一環として、役場庁舎1階ロビーで男女共同参画パネル展示を実施します。「男性を取り巻く環境」では、大きく変化している男女を取り巻く社会について、男性を対象とした取り組み方をパネルでまとめました。

また、「知っていますか? デートDV」では、交際する者同士の間で起きているデートDVについて、理解を深めてもらえるようパネルでわかりやすく説明します。ぜひ、ご来庁ください。



町では、役場庁舎前に「男女共同参画推進プラン2010」の基本理念等を表示した啓発塔を設置しています。

## 全国一斉 「子どもの人権110番」強化週間の実施について

さいたま地方事務局と埼玉県人権擁護委員会連合会は、子どもをめぐりさまざまな人権問題への取組として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を

### 児童手当受給者の皆さんへ！ 現況届の提出をお願いします！

児童手当の現況届とは、毎年6月に引き続き児童手当を受ける資格があるかどうかを確認する大切な手続きです。現在児童手当を受給している方には、6月上旬に用紙等を郵送しますので、6月30日(月)までに提出してください。

受給する資格があっても、手続きを済ませていないと6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。なお、6月中旬までに用紙が届かない場合は、担当へお問い合わせください。

児童手当に関することは、厚生労働省のホームページ([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/jidoutaeate/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidoutaeate/index.html))でも確認できます。

問い合わせ/子育て支援課 (☎581・2121内線251) へ。

- 現況届に必要な添付書類
  - ・受給者(保護者)の健康保険被保険者証等の表面のコピー
  - ・寄居町国民健康保険被保険者、または国民年金加入者は必要ありません。
  - ・平成26年度(平成25年中分)課税証明書
  - 平成26年1月2日以降に寄居町へ転入してきた方のみ必要です。1月1日現在の住所地の役所で証明書を発行してもらってください。配偶者が控除対象配偶者になっていない場合は、配偶者の分も必要です。
- 支給月額
  - ・所得制限限度額未満
  - 0歳～3歳未満(一律)/15,000円
  - 3歳～小学校修了前(第1子・第2子)\* /10,000円
  - (第3子以降)\* /15,000円
  - 中学生(一律)/10,000円
  - \*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。
  - ・所得制限限度額以上
  - 0歳～中学生(一律)/5,000円
- 支給日
  - 6月10日(火)、10月10日(金)、平成27年2月10日(火)
  - 6月、10月、2月の各10日です(休日の場合は閉庁日の前日)。

○過年度の現況届について  
平成24・25年度の現況届を提出されていない方は、子育て世帯臨時特例給付金を受給できませんので、至急提出してください。

- その他の届け出
  - 次のいずれかに該当する方は印鑑を持参のうえ、子育て支援課で手続きをしてください。
  - ・出生により養育する児童が増えたとき
  - ・転入により寄居町で新しく受給することになったとき
  - ・受給者が児童を養育しなくなったとき
  - ・受給者が公務員(郵政各社および国立大学法人等の職員を除く)になったとき
  - ※転出のときは、町へ受給事由消滅届、新しい市区町村へ認定請求書を提出してください。
  - ※振込口座を変更するときは、支給日の1カ月前までに印鑑・通帳を持参して手続きをしてください。



〈所得制限限度額表〉

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円
6人以上	1人につき38万円ずつ所得額に加算	

実際の適用は受給者の所得額で行います(配偶者の所得は合算しません)。また、扶養親族等の数は、16歳未満の扶養親族にかかる年少扶養控除は廃止されましたが、税法上16歳未満の扶養親族についても申告等を行うこととなり、課税情報から数を把握します(確定申告や源泉徴収票での被扶養者が、所得制限額の判定時の扶養親族等の数となります。課税上、被扶養者となっていない場合は扶養親族等の数にはなりません)。



設定し、通常の受付時間を延長するなどして、一人でも多くの子どもたちから専用相談電話による相談を受け付けます。

期間/6月23日(月)～29日(日)  
時間/午前8時30分～午後7時(28日・29日は午前10時～午後5時)  
相談電話番号/☎0120・007・110(全国共通、無料。IP電話からは接続できません)

相談担当者/法務局職員、埼玉人権擁護委員会連合会子ども人権委員会委員  
※秘密は厳守します。

問い合わせ/さいたま地方法務局人権擁護課(☎048・859・3507)へ。

### ご存知ですか? 身体障害者相談員・知的障害者相談員

町には、心身に障害のある方やそのご家族の相談に応じる身体障害者相談員が2人と知的障害者相談員が1人います。相談員は、障害者支援に深い理解を持っており、相談された内容に基づき町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図り問題解決に努めています。障害福祉に関心がありましたら、お気軽にご相談ください。

**小野寺征子さん**  
(塚越)  
☎577・0371

**鳥塚 幹夫さん**  
(内宿)  
☎581・6678

**坂本新三郎さん**  
(赤浜)  
☎582・0437

知的障害者相談員

身体障害者相談員

問い合わせ/健康福祉課(☎581・21内線121)へ。